議案第31号

柿野橋架替工事(下部工)請負契約の変更について

柿野橋架替工事(下部工)について、下記のとおり請負契約を変更するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び大口町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年大口町条例第4号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 契約の目的 柿野橋架替工事(下部工)

2 契約金額 変更金額 金1,874,400円

変更前 金52,800,000円

変更後 金54,674,400円

3 工 期 変更前

令和元年9月4日から令和2年3月31日まで

変更後

令和元年9月4日から令和2年5月31日まで

熊沢建設株式会社

代表取締役 熊澤 雅彦

令和2年3月31日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提案するのは、柿野橋架替工事(下部工)の設計変更に伴い、契約金額 及び工期を変更するため必要があるからである。

様式3-1

変 更 設 計 内 訳 書

(単位:円)

	当	初	変	更
工事価格(税抜き)	(B)	48,241,000 円	(B1)	49,954,000 円
消費税相当額	(C)	4,824,100 円	(C1)	4,995,400 円
設計 金額	(A)	53,065,100 円	(A1)	54,949,400 円
			差引	増 1,884,300円
税抜契約金額	(E)	48,000,000 円	(E1)	49,704,000 円
消費税相当額	(F)	4,800,000 円	(F1)	4,970,400 円
切 纷 众 妬	(D)	52,800,000 円	(D1)	54,674,400 円
製 約 金 額			差引	増 1,874,400円

$$E 1 = B 1 \times E / B$$

 $= 49,954,000\times48,000,000\diagup48,241,000$

= 49,704,000

 $F1 = E1 \times 0.10$

 $= 49,704,000 \times 0.10$

= 4,970,400

- 1 E1の段階で千円未満切り捨て
- 2 消費税相当額は、円未満切り捨て